（被疑者の取調べ・法第二百六十五条）

第百七十三条　法第二百六十二条第一項の規定による請求を受けた裁判所は、被疑者の取調べをするときは、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

2　前項の場合には、調書を作り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　調書を書面をもつて作成する場合　裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判所書記官が調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該調書の改変を防止するために必要な措置をとり、裁判長が当該調書の内容を確認したことを当該調書上明らかにする措置をとること。

3　前項の調書については、第三十八条第二項（第六号前段に係る部分に限る。）、第三項、第四項、第六項及び第八項の規定を準用する。

（審判に付する決定・法第二百六十六条）

第百七十四条　法第二百六十六条第二号の決定をするには、裁判書に起訴状に記載すべき事項を記載し、又は記録しなければならない。

2　前項の裁判書の謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録は、検察官及び被疑者にも送達しなければならない。

（審判に付する決定後の処分・法第二百六十七条）

第百七十五条　裁判所は、法第二百六十六条第二号の決定をした場合には、速やかに次に掲げる処分をしなければならない。

一　事件をその裁判所の審判に付したときは、裁判書を除いて、書類及び証拠物並びに電磁的記録を事件について公訴の維持に当たる弁護士に送付する。

二　事件を他の裁判所の審判に付したときは、裁判書をその裁判所に、書類及び証拠物並びに電磁的記録を事件について公訴の維持に当たる弁護士に送付する。

（起訴状の謄本の送達等・法第二百七十一条等）

第百七十六条　裁判所は、次の各号に掲げる場合には、直ちに、当該各号に定めるものを被告人に送達しなければならない。

一　公訴の提起が法第五十四条の二第一項の方法によりされた場合　ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面）

二　法第二百五十六条の二第一項の規定による起訴状の謄本の提出があつた場合　起訴状の謄本

2　裁判所は、法第二百七十一条第一項又は第二百七十一条の二第四項の規定による送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

（呼称の定め等・法第二百七十一条の二等）

第百七十六条の二　裁判所は、法第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めがあつた事件について、必要があると認めるときは、これらの規定による求めに係る個人特定事項に係る名称に代わる呼称を定めることができる。

［2　略］

（被疑者の取調・法第二百六十五条）

第百七十三条　法第二百六十二条の請求を受けた裁判所は、被疑者の取調をするときは、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

2　前項の場合には、調書を作り、裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印しなければならない。

［新設］

3　前項の調書については、第三十八条第二項第三号前段、第三項、第四項及び第六項の規定を準用する。

（審判に付する決定・法第二百六十六条）

第百七十四条　法第二百六十六条第二号の決定をするには、裁判書に起訴状に記載すべき事項を記載しなければならない。

2　前項の決定の謄本は、検察官及び被疑者にもこれを送達しなければならない。

（審判に付する決定後の処分・法第二百六十七条）

第百七十五条　［同上］

一　事件をその裁判所の審判に付したときは、裁判書を除いて、書類及び証拠物を事件について公訴の維持にあたる弁護士に送付する。

二　事件を他の裁判所の審判に付したときは、裁判書をその裁判所に、書類及び証拠物を事件について公訴の維持にあたる弁護士に送付する。

（起訴状の謄本の送達等・法第二百七十一条等）

第百七十六条　裁判所は、法第二百五十六条の二の規定による起訴状の謄本の提出があつたときは、直ちにこれを被告人に送達しなければならない。

［新設］

2　裁判所は、起訴状の謄本又は起訴状抄本等の被告人に対する送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

（呼称の定め等・法第二百七十一条の二等）

第百七十六条の二　裁判所は、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件又は法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件について、必要があると認めるときは、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものに係る名称に代わる呼称を定めることができる。

［2　同上］